

参考資料 1

事 務 連 絡

平成 27 年 9 月 17 日

各都道府県 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局振興課

介護サービス情報公表システムに係る平成 27 年 10 月改修について

介護サービス情報の公表制度については、介護保険法に基づき、平成 18 年 4 月から始まった制度であり、介護保険をこれから利用しようと考えている方やそのご家族等が介護サービスを比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。本制度は、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを媒介して、インターネットでいつでも誰でも介護サービスの情報を入手することが可能となっており、現在、全国の約 19 万か所の事業所情報が公表されています。

平成 27 年 4 月より介護保険法及び老人福祉法の改正に伴い、市町村は、地域包括支援センター・生活支援等サービスの内容に関する情報の公表を行うよう努めなければならないことが規定されました。今般の改修では、市町村が本システムを利用して公表ができるよう、システム改修を行ったところです。

本システムについては、厚生労働省において開発・運用を行っているところですが、下記のとおり情報提供させていただきますので、管内市町村に本システムを活用する際に使用する ID、パスワード及び運用マニュアルを提供していただくとともに、市町村の積極的な活用をお願いしたい。

記

1 本システム利用開始日

平成 27 年 10 月 1 日（木）

2 該当法律

○ 介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（地域包括支援センター）

第百十五条の四十六

10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地

地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表
するよう努めなければならない。

○ 介護保険法施行規則（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号）

（地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表内容）

第百四十条の六十六の三 法第百十五条の四十六第十項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 名称及び所在地
- 二 法第百十五条の四十七第一項 の委託を受けた者である場合はその名称
- 三 営業日及び営業時間
- 四 担当する区域
- 五 職員の職種及び員数
- 六 事業の内容及び活動実績
- 七 その他市町村が必要と認める事項

○ 老人福祉法（昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号）

（生活支援等に関する情報の公表）

第十二条の三 市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

○ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年七月十一日厚生省令第二十八号）

（法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報）

第一条の八の二 法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が必要と認める情報とする。

3 参考資料

（別添）情報公表制度見直しの概要

（担当）

厚生労働省 老健局振興課 地域包括ケア推進係

電話：03-5253-1111 （内線 3982）

介護サービス情報の公表制度の仕組み(全体像)

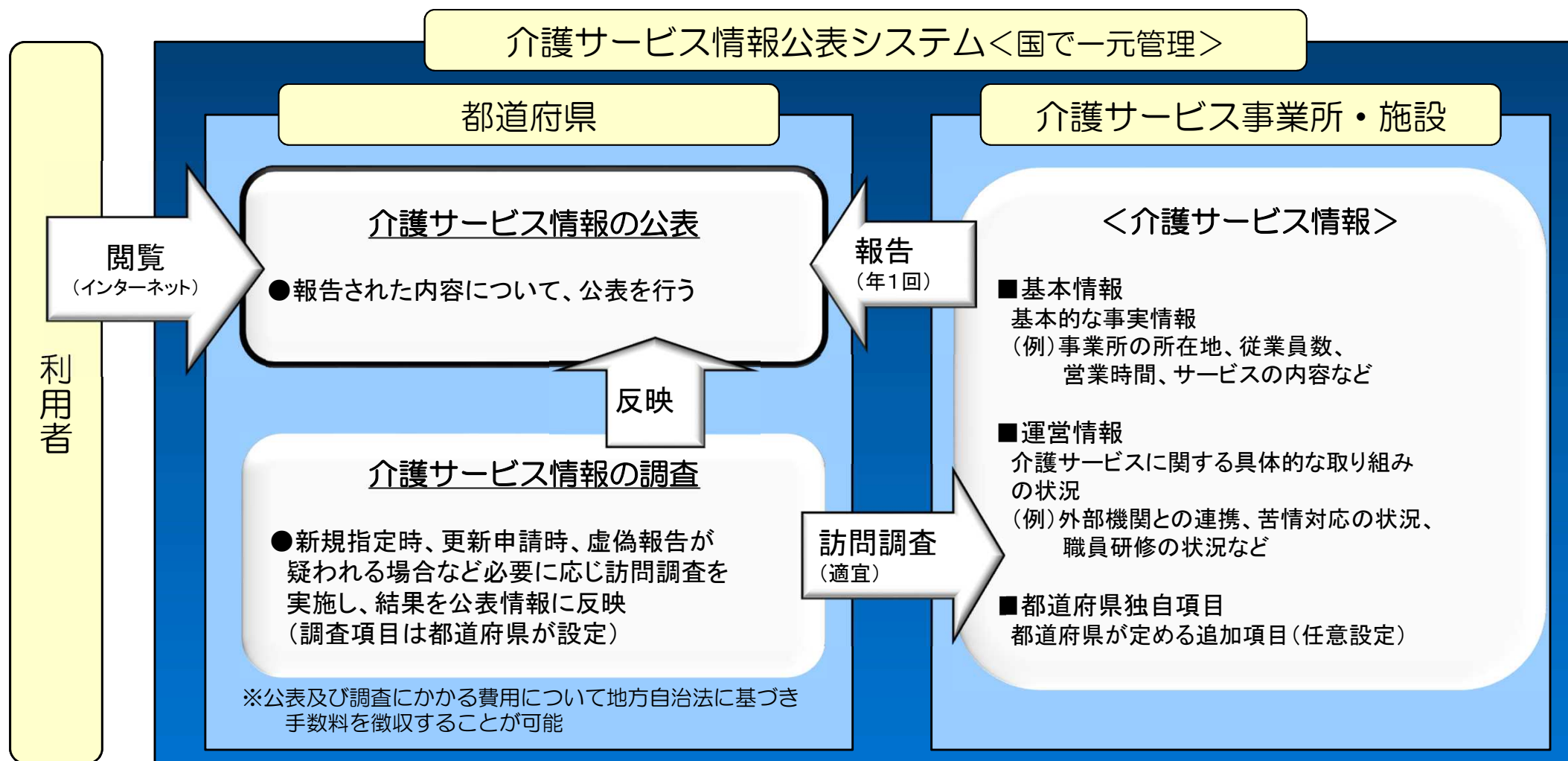
【概要】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供するもの

【ポイント】

○介護サービス事業所は、年一回、直近の介護サービス情報を都道府県に報告

○都道府県は、事業所から報告された内容についてインターネットで公表。また、報告内容について調査が必要と認める場合、事業所・施設に対して訪問調査を実施



介護サービス情報公表制度・システム見直しの全体像(平成27年度～)

- 地域包括ケアシステム構築へ向けて、現在公表されている介護サービス事業所に加え、**地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報**について、本公表制度を活用し、一体的に情報発信を行う。
 - 介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用管理の取組を推進する観点から、**従業者に関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に公表**できるよう見直す。
 - 介護報酬改定の内容を反映させると共に、通所介護等における**法定外の宿泊サービスの情報**を追加。
- ※全国の介護サービス事業所の情報が、**スマートフォンで簡易に閲覧**出来るよう専用アプリを開発



新たな情報発信

＜市町村が公表＞

(平成27年10月～)

- ・地域包括支援センター
- ・生活支援等サービス

※名称、所在地、連絡先、利用時間、事業・サービスの内容等のサービスの利用に係る基本的な内容を発信

＜都道府県が公表＞

(平成27年7月～)【報酬改定対応も同時期に実施】

従業者に関する情報

※従業者の資質向上に向けた取組(各種研修、キャリア段位制度の取組等)、雇用管理の取組を円滑に公表できる仕組みへ

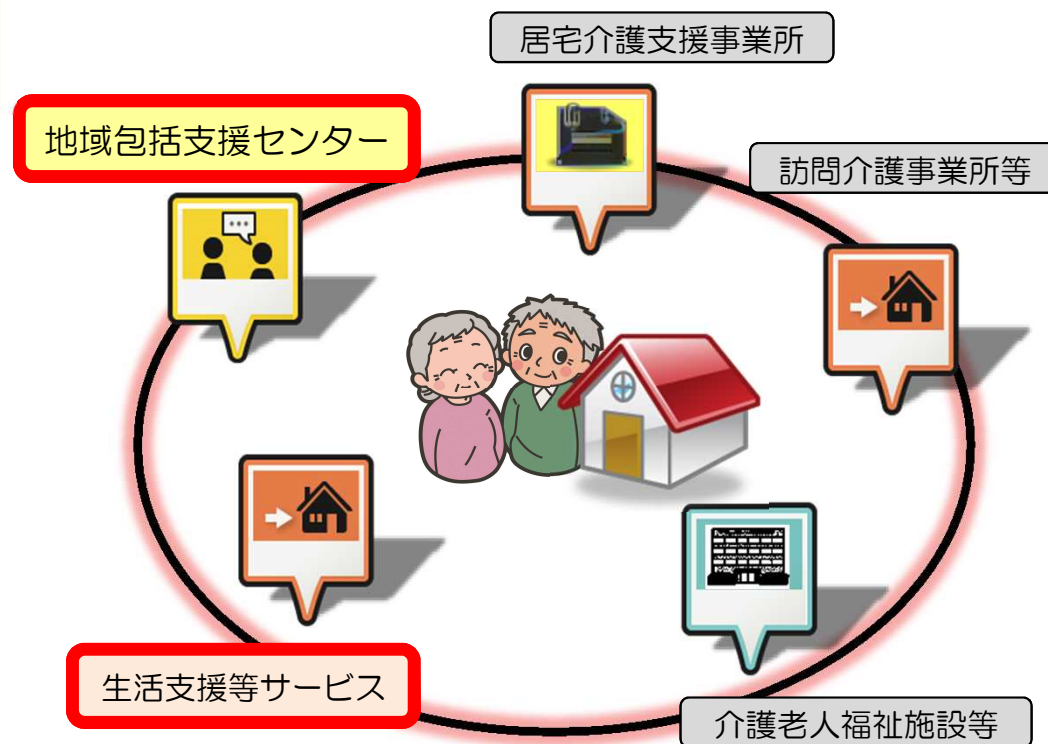
通所介護等の宿泊サービス情報

※基本情報に、法定外で行っている宿泊サービスの届け出情報を追加

介護サービスの情報に追加

＜閲覧イメージ＞

現在公表されている介護サービスに加え、地域包括支援センターや生活支援等サービスを一体的に検索。**住まいを中心として、高齢者の日常生活に必要な各種サービスが地図上で見える化。**



地域包括支援センター及び生活支援等サービスに関する情報（平成27年10月～）

介護保険法等の改正に伴い、地域で暮らす高齢者の日常生活に必要な

○地域包括支援センター（高齢者の総合相談から、必要な支援につなげる機関）

○生活支援等サービス（見守り・安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等）

の情報について、市町村は公表するよう努めることとされた。



当該市町村の取組を支援する観点から、市町村がこれらの情報を公表するに当たっては、現在、全国の介護サービス事業所の情報が公表されている「**情報公表システム**」を活用できるようにすることで、国民（地域住民）が、**高齢者の日常生活に必要な**、**介護サービス情報に加え、地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報も一体的に閲覧が可能**となる。

【根拠条文：介護保険法】

（地域包括支援センター）

介護保険法 第115条の46

市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

（生活支援等サービス）

老人福祉法 第12条の3

市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

①「地域包括支援センター」の公表内容

- 公表する内容は、地域包括支援センターを利用する際の基礎的な情報及び活動実績とし、地域の実情に応じて市町村が追加することができる仕組みとする。
- 情報に変更がない場合は更新は不要とする。

公表項目

- 1 センターの名称、所在地、電話番号（必須項目）
- 2 運営主体（市町村直営又は受託法人の場合は法人名）
- 3 業務日、業務時間、休日の体制
- 4 担当区域及びその区域の高齢者人口
- 5 職員体制（専門3職種及びその他の職員の配置状況）
- 6 事業内容
- 7 活動実績（相談件数、地域ケア会議開催件数、その他の活動）
- 8 その他（市町村が設定（センターの特色等））

【根拠条文（省令案）】

（法第百十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるとき）

第百四十条の六十六の二 法第百十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるときは、概ね一年以内ごとに一回、市町村が適当と認めるときとする。

（地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表内容）

第百四十条の六十六の三 法第百十五条の四十六第十項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 名称及び所在地
- 二 法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者である場合はその名称
- 三 営業日及び営業時間
- 四 担当する区域
- 五 職員の職種及び員数
- 六 事業の内容及び活動実績
- 七 その他市町村が必要と認める事項

②「生活支援等サービス」の公表内容

○公表する内容は、生活支援等サービスを利用する上で、基礎的な情報とし、地域の実情に応じて市町村が追加することができる仕組みとする。

※新しい総合事業の訪問型、通所型サービス等についても、この中で公表。（「総合事業」によるサービスであることが分かるようにする）

○生活支援等サービスの提供を行う事業者から情報の提供を受け、市町村の判断で公表は随時行う。

対象サービス	公表項目
見守り・安否確認	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、対象エリア
配食（＋見守り）	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容（メニュー、付加サービス等）、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
家事援助	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
交流の場・通いの場	名称、所在地、電話番号、対象者、活動内容、運営日及び時間、定員、料金体系、送迎の有無、対象エリア
介護者支援	名称、所在地、電話番号、対象者、活動内容、開催日及び時間、料金体系、対象エリア
外出支援	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
多機能型拠点	名称、所在地、電話番号、対象者、活動内容、運営日及び時間、定員、料金体系、送迎の有無、対象エリア
その他市町村が適当と認めるサービス	市町村が適当と認める情報

※「その他市町村が適当と認めるサービス」において、コンビニなどによる健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点の情報を公表することを可能とする。（日本再興戦略（平成26年6月24日閣議決定）において、当該拠点の情報を提供する仕組みを構築することが位置づけられている）

【参考条文（省令案）】

（法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報）

第一条の八の二 法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が必要と認める情報とする。

(参考)「生活支援等サービス」の説明

対象サービス	説明
見守り・安否確認	地域の自治会や町内会、民間事業者等による高齢者の安否確認や見守りを家事支援等と共に行うサービスです。また、安否確認には緊急時に通報できるサービスも含まれております。
配食（＋見守り）	配食だけでなく、訪問時に安否確認や見守りも兼ねたサービスです。
家事援助	買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援するサービスです。
交流の場・通いの場	住民やNPO団体等様々な主体によるミニデイサービスやコミュニティサロン等の交流の場、運動・栄養・口腔ケア等の専門職が関与する教室を開催しているサービスです。
介護者支援	介護をしている家族の集いや介護サービスを利用している方の状態維持・改善に向けた知識・技術の教室等であり、介護をする方を支援するサービスです。
外出支援	通院や買い物等が一人では困難な方へ移動支援を行うサービスです。
多機能型拠点	スーパーやコンビニ、飲食店等に介護の相談窓口、サロンや体操教室等多様なサービスを組み合わせたサービスです。
その他市町村が適当と認めるサービス	上記には該当しないサービスです。

※情報公表システムの付加的な活用

- 平成27年度から地域支援事業に位置づけられた在宅医療・介護連携推進事業において、地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、マップ又はリストを作成し、地域の医療・介護資源の把握を行う取組が開始される。
- 取組に当たっては、必ずしも市町村が独自にシステム等を構築しなくても、情報公表システムを活用できるように工夫することで、その取組を推進していく。
地域の住民に対しては、介護サービス、生活支援等サービスとともに、在宅医療に係る地域資源を一体的に情報発信することが可能となる。

(地域の医療・介護の資源の把握)

- ◆地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆結果を関係者間で共有



(項目例)

公表対象	公表項目（例）
訪問診療	名称、所在地、電話番号、診療時間、休診日、診療科目、往診(緊急時の訪問)対応の有無等、訪問可能なエリア、その他
歯科訪問診療	名称、所在地、電話番号、診療時間、休診日、診療科目、訪問可能なエリア、その他
訪問薬剤管理指導	名称、所在地、電話番号、営業時間、休診日、訪問可能なエリア、その他